

日本人学校体験入学規定

本校の「体験入学の扱い」については、次のようになっています。

体験入学の扱いについて

- 1 体験入学の扱いについて
体験入学の扱いについては、「本校は全日制学校であって、補習授業校でないことにより、短時日の授業参加（体験入学）は原則として受け付けない。」（ヨハネスブルグ日本人学校細則第九条）こととなっている。
- 2 体験入学を受け付ける場合
 - (1) 次の場合、本校の指定する期間（体験入学ウィーク）において、本校の教育に支障がないと認めた場合に限り体験入学を受け付ける。
 - ①本校に通学可能な地域に在住し、現地校等に通学する児童生徒が本校への体験入学を希望する場合。
 - (2) 次の場合、本校の教育に支障のない限り体験入学を随時受け付ける。
 - ①ダーバン、ケープタウン等日本人学校に通学できない地域に在住する児童生徒が現地校の休業中等を利用して本校への体験入学を希望する場合。
 - ②現地校等に通学する児童生徒で、本校への転学を考え、その判断のため本校の教育の体験を希望する場合。
 - ③現地校等に通学する児童生徒が、日本への帰国を控え、日本の教育に順化するため本校への体験入学を希望する場合。
 - ④その他、止むを得ない事情により学校長が認めた場合。
- 3 体験入学の手続き
 - (1) 体験入学を希望する保護者は、入学希望日の1週間前までに所定の申し込み用紙に記入の上、担当宛に提出すること。
 - (2) 前項(2)の①に該当する児童生徒の体験入学の期間については、日本人会メール等で別途通知するものとする。
- 4 体験入学の費用
体験入学期間1日あたり500ランドとする。
- 5 その他
 - (1) 入学式、卒業式、運動会、学習発表会等の学校行事当日及びそれらの準備期間中は原則として体験入学を受け付けない。
 - (2) 体験入学を希望する児童生徒は、本校児童生徒が加入している傷害保険に未加入のため、学校での事故に対して学校は一切の責任を負うことができない。
 - (3) バスによる登下校は、運行上の支障をきたすため原則として認めない。

※ 全日程出席を原則とするが、それぞれの事情を考慮する。

・・・・・・・・・・「体験入学の扱いについて」の確認事項・・・・・・・・・・

- 1 体験入学は、本校の教育に支障のない範囲で許可する。
- 2 体験入学児童生徒の扱い…教材を別に用意したり、指導内容を変更したりするなどして、体験入学児童生徒を特別に扱うことは原則しないこととする。
- 3 本校児童生徒が加入している学校傷害保険に未加入のため、学校での事故に対しては、保障責任を負うことはできない。
- 4 体験入学の費用は、1日あたり500ランド。最終日に下記あてに振り込んでいただく。
- 5 「体験入学ウィーク」とは別に、就学予定児童を対象とした1年生授業への参加体験（就学児童1日体験入学）を実施する。

【振込先】

JAPANESE SCHOOL OF
JOHANNESBURG 宛

Standard Bank Northcliff Branch
Code 006305 A/C No. 002935295